

平成22年第7回防府市議会定例会会議録（その1）

○平成22年12月1日（水曜日）

○議事日程

平成22年12月1日（水曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 選任第 12号 防府市議会常任委員会委員の選任について
- 5 選任第 13号 防府市議会議会運営委員会委員の選任について
- 6 議会運営委員会委員の閉会中の特定事件の審査について（追加）
- 7 地域活性化調査特別委員会の中間報告
- 8 推薦第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 9 選任第 11号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 10 報告第 28号 有限会社野島海運の経営状況報告について
- 11 議案第 94号 第四次防府市総合計画基本構想について
- 12 議案第 95号 工事請負契約の締結について
- 13 議案第 96号 指定管理者の指定について
- 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 14 議案第 98号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 15 議案第 99号 防府市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について
- 議案第103号 防府市手数料条例中改正について
- 16 議案第101号 防府市建築審査会条例の制定について
- 議案第104号 防府市手数料条例中改正について
- 17 議案第100号 防府市都市下水路条例の制定について
- 議案第102号 防府市水道事業給水条例の全部改正について
- 議案第106号 防府市下水道設置及び管理条例中改正について
- 議案第107号 防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例中改正について
- 議案第108号 防府市水道事業の設置等に関する条例中改正について

- 18 議案第105号 防府市特別会計条例中改正について
19 議案第109号 平成22年度防府市一般会計補正予算（第10号）
20 議案第110号 平成22年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
議案第111号 平成22年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
21 議案第112号 防府市議会基本条例の制定について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（26名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	河杉憲二君	4番	高砂朋子君
5番	原田洋介君	6番	中林堅造君
7番	山本久江君	8番	重川恭年君
9番	斉藤旭君	10番	山田耕治君
11番	青木明夫君	13番	三原昭治君
14番	木村一彦君	15番	横田和雄君
16番	安藤二郎君	17番	山根祐二君
18番	今津誠一君	19番	弘中正俊君
20番	大田雄二郎君	21番	佐鹿博敏君
22番	田中健次君	23番	久保玄爾君
24番	山下和明君	25番	伊藤央君
26番	田中敏靖君	27番	行重延昭君

○欠席議員（1名）

12番 藤本和久君

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君

土木都市建設部長 阿部 裕 明 君 土木都市建設部理事 安田 憲 生 君
健康福祉部長 田中 進 君 教 育 長 杉山 一 茂 君
教 育 部 長 山 邊 勇 君 水道事業管理者 浅田 道 生 君
水道局次長 岡本 幸 生 君 消 防 長 秋山 信 隆 君
監 査 委 員 和田 康 夫 君 入札検査室長 権代 眞 明 君
農業委員会事務局長 村田 信 行 君 選挙管理委員会事務局長 高橋 光 之 君
監査委員事務局長 小野寺 光 雄 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 森 重 豊 君 議 会 事 務 局 次 長 山 本 森 優 君

午前 10 時 開会

○議長（行重 延昭君） ただいまから平成 22 年第 7 回防府市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、藤本議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

5 番、原田議員、6 番、中林議員、御兩名にお願い申し上げます。

会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 21 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 21 日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

議案の訂正について

○議長（行重 延昭君） ここで、副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。副市長。

○副市長（中村 隆君） 議会の冒頭にこのような時間をいただきまして、ありがとうございました。実は、お手元に御配付をいたしております議案の訂正についてでございますが、先月の臨時議会、あるいは今回の議会におきましても、上程いたしました議案の中に訂正が多数ございました。実務を統括いたします責任者といたしまして、大変申しわけなく思っております。深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

今後でございますが、議案等々のいわゆる文書のチェック体制、これを検証いたしまして、改善に努めたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 以上であります。

選任第12号防府市議会常任委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第12号を議題といたします。

防府市議会委員会条例第8条の規定により指名をいたします。

事務局長から御報告をさせます。

○議会事務局長（森重 豊君） それでは、御報告申し上げます。

敬称は省略し、順不同でございますが、御了承を願います。

総務委員会、青木議員、今津議員、田中敏靖議員、土井議員、原田議員、松村議員、三原議員、山下議員、山本議員。

以上でございます。

次に、教育民生委員会、安藤議員、大田議員、河杉議員、重川議員、高砂議員、田中健次議員、中林議員、弘中議員、山田議員。

次に、産業建設委員会、伊藤議員、木村議員、久保議員、斉藤議員、佐鹿議員、藤本議員、山根議員、行重議員、横田議員。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） それでは、各常任委員会委員の選任につきましては、防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま報告したとおり、それぞれ御指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいまの報告のとおり常任委員会に選任することに決定をいたしました。

ここで、常任委員会正副委員長の互選をお願いをいたします。

委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

委員会の開催場所を申し上げます。

総務委員会は、1階、第一委員会室。教育民生委員会は、1階、第一応接室。産業建設委員会は、1階、議会運営委員会室。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時18分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に互選が行われましたので、結果を御報告いたします。

総務委員長、三原議員、同副委員長、青木議員。教育民生委員長、弘中議員、同副委員長、大田議員。産業建設委員長、久保議員、同副委員長、横田議員。

選任第13号防府市議会議会運営委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 次に、選任第13号を議題といたします。

これより議会運営委員会委員の選任を行います。

防府市議会委員会条例第8条の規定により御指名をいたします。

事務局長から報告いたさせます。

○議会事務局長（森重 豊君） それでは、御報告申し上げます。

敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

伊藤議員、大田議員、土井議員、中林議員、三原議員、山田議員、山根議員。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま報告しましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員にただいま御指名いたしました方々を選任いたしました。

なお、防府市議会委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員会の委員定数は9名となっております。ただいまのところ2名の欠員を生じております。この定数に満たない部分の選出方法については、本議会の申し合わせにより協議の上、決定することにな

っておりますので、ここで暫時休憩をし、議会運営委員会を開催の上、ただいま選任されました7名の委員の方に御協議をお願いをしたいと思います。

委員の方は、1階、第一委員会室にお集まりください。

なお、委員以外の皆さんには、委員選出のため、会派内での協議等が必要な場合がございますので、各会派の部屋のほうで待機されるようお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時21分 休憩

午前10時29分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開をいたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会において欠員が生じております2名につきましては、七日会、日本共産党からそれぞれ1名を選出することになり、2会派内で協議が行われ、委員が選出されましたので、事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（森重 豊君） 御報告申し上げます。

敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

河杉議員、木村議員。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま報告しましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員に、ただいま御指名いたしました方々が選任をされました。

ここで、議会運営委員会正副委員長の互選を行います。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩といたします。委員の方は、1階、第一委員会室にお集まりください。

暫時休憩です。

午前10時30分 休憩

午前10時38分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので、御報告します。

委員長に河杉議員、副委員長に山田議員。

以上でございます。

議会運営委員会委員の閉会中の特定事件の審査について（追加）

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。この際、議会運営委員会委員の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題といたします。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてお諮りをいたします。

議会運営委員長から、所管事項のうち防府市議会会議規則第95条第2項の規定によって、1、次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査、2、議会運営に関する事、3、会議規則、委員会条例等に関する事、4、議長の諮問に関する事、5、議会運営の効率化の調査等について、地方自治法第109条の2第5項の規定による特定事件として、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長からの申し出のとおり、申し出の事件について、閉会中もなお調査・研究を行い、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については、議員の任期中の継続審査とし、その他の事件については、その調査・研究等が終了するまでの間、これを特定事件として審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、申し出の事件を地方自治法第109条第9項の規定による事件とし、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査につきましては議員の任期中、その他の事件についてはその調査・研究が終了するまでの間、審査に付することに決定いたしました。

地域活性化調査特別委員会の中間報告

○議長（行重 延昭君） この際、地域活性化調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。山根特別委員長。

〔地域活性化調査特別委員長 山根 祐二君 登壇〕

○17番（山根 祐二君） 去る11月15日に、「地域活性化調査特別委員会」を開催し、天神町銀座商店街及びルルサル商業部門の現状と課題について、それぞれの代表者から説明を受けた後に協議いたしましたので、その概要について、御報告いたします。

まず、「天神町銀座商店街の現状と課題」の説明について主なものを御報告いたします。

天神町銀座商店街のアーケードの中には空き店舗が20店あります。これらの空き店舗の所有者に対して店舗とするよう指導していますが、所有者自身が住居として使用したり、老朽化した箇所の修理費が捻出できないなどの理由により店舗として利用が困難なものが多く、実際に店舗として利用することを希望しているところは5軒しかありません。

空き店舗は、1店舗が出店すると別の1店舗が退去するという繰り返しであるため、店舗数が増加していません。

アーケードにつきましては、アンケートによると大多数の方が存続を希望されていますが、老朽化により暗くて雨漏りが起きておりますことと、屋根に取りつけてある消防用送水管の保全のため修理が必要であると消防署から指摘を受けています。

今後とも、アーケードは大切な資産として残すため、改修計画を立てています。この改修計画の一環として、「商店街活性化事業に係る認定申請書」を産業建設大臣に提出する予定にしておりますが、これの認定を受けて、事業費の3分の2を補助金としていただくことを期待しています。

この認定申請書の中では、ハード事業として、「屋根の波板の張りかえ」と「夜間照明の省エネ化」の工事のほか、ソフト事業として、「土曜夜市の復活」「楽市・楽座」及び「天満宮と連携した節分鬼祭り」など、大型店にはできない事業により、買い物客の増加と満足度を高めることを目標としています。

以上のほか、現在の天神町銀座商店街にできることとして、高齢者対策は山の中に施設をつくらなくても町の中でもできると考え、商店街の中に、ヘスティア華城やホームヘルパーセンターの設置、また、少子化対策では、子育て支援のためシルバー人材センターと連携して託児所を設置するなど、種々の対策を講じて、安心・安全で明るい商店街にできるよう活動していますとの説明がございました。

以上の説明を受けた後、質疑に入りました。主なものを申し上げますと、まず、「朝の楽市等のイベントで、駅方面などからのお客様の誘導は、どう考えているか」との質疑に対し、「楽市は野菜やパン等の販売が多いので、商店街の近くに居住されているお客様が中心です。しかし、昭和館の開設が注目を浴びてからはお客様が増加し、土産も売れており、駅方面や、うめてらす方面からのお客様も増えています。また、フリーマーケットの経験として、イベントの出店者と商店街が一緒になって取り組むと、売り上げが増加するという効果が出ています」との答弁がございました。

次に、「郊外の大型店へ対抗できるのか」との質疑に対し、「大型店との資本力の差は埋めようがなく、対抗することは困難と思います。商店街としては、高齢化社会に対応した方法で集客することを考えています。また、中心地にマンションが増え、人口も増えた

ので、売り上げが増加することを期待しています」との答弁がございました。

次に、「月に1回から2回のイベントのときだけ人が集まるが、その後も人を集める方策が必要ではないのか」との質疑に対し、「イベント以外では、ヘスティア華城やホームヘルパーセンターの利用者の皆様が買い物をされています。なお、イベントを担当するリーダーが不足しているため、イベント回数の増加は困難です。イベントを開催する時の人手不足については、マツダ株式会社や防府商業高校の協力をいただいで実施しています」との答弁がございました。

次に、「市に対して期待することがあるか」との質疑に対し、「アーケードの改修事業などの補助率は25%ですが、最近ではこれの個人負担ができない店舗が多くなり、事業実施が困難になっていますので、この事業の補助率を上げていただくことを期待しています。また、アーケードは公共性が高い施設と考えていますので、市には適切な対応をお願いします」との答弁がございました。

続きまして、「ルルサス商業部門の現状と課題」の説明について主なものを御報告いたします。

現在のルルサスは27店舗が営業していますが、空き店舗は9区画、合計で約500坪ありますので、ルルサス商業部門の大きな負担となっています。空き店舗となっている区画の多くは、郊外の大型店が非常に安いテナント料を提示したため移転されたものや、売り上げが少なく退去されたものですが、そのあとへテナントの誘致が進まない状況にあります。

その理由は、ルルサスのような複合施設では一定の共益費が必要であるため、テナント料が割高になる傾向がありますので、利益の出ない1坪4,000円という限界のテナント料を提示しても、資本力のある大型店はそれ以下の赤字覚悟のテナント料を提示していますので、対抗できないことが上げられます。

このような状況の中ではありますが、空き店舗への出店について勧誘したり、銀行や不動産業者からの問い合わせに対して積極的に出店を働きかけていますが、その結果として、テナント料の安い他の所へ出店されております。

また、ルルサスで実施されたチャレンジショップについても、チャレンジの後は、やはりテナント料の安い他の所へ出店されている状況です。以前、社会保険庁の事務所が移転してくるという話もありましたが、国の動向により取りやめになった経緯もあり、苦しい状況が続いています。

このように、空き店舗へのテナントの誘致が進まないため、ルルサス商業部門の将来に大きな不安を感じています。

そのため、市からルルサス商業部門への支援策として、以前100坪で営業していた雑貨店のあとの区画に、市の施設に入っていただくことを希望しています。また、図書館等の市の施設へ来られる多くの市民と電車通学の高校生などを含めた、より大きなにぎわいの創出と、これに関連して商業が活性化するための知恵をかしていただきたいとの説明がございました。

以上の説明を受けた後、質疑に入りました。

主なものを申し上げますと、まず、「学習塾などの誘致は考えないのか」との質疑に対し、「学習塾から出店の話がありましたが、大きな看板の設置が条件となっていたので、ルルサスでは看板の設置が無理なため、断らざるを得ませんでした。また、ゲームセンター出店の話もありましたが、これは図書館から距離が離れていることが条件であるため断りました」との答弁がございました。

次に、「ルルサス商業部門の経営はどうか」との質疑に対し、「近隣の駐車場の値下げもあり競争が厳しくなっていることと、ルルサスのテナント数が減少しているため、売りに上げに影響があります」との答弁がありました。

次に、「以前100坪で営業していた雑貨店のあとを市が借りたら幾らか」との質疑に対し、「その雑貨店は、1坪5,000円に売上割を加えたテナント料でした。市に借りていただく場合には、これを参考にしていきたい」との答弁がございました。

当委員会は、以上のような説明と質疑及び答弁の後で、現地の状況を確認するために、午後3時過ぎから天神町銀座商店街とルルサス商業部門の視察を行いました。

その結果、それぞれの代表者から説明があったとおり、天神町銀座商店街とルルサス商業部門ともに懸命の努力はされているものの、お客様は少なく、空き店舗が多く見られ、中心市街地の窮状を改めて確認いたしました。

また、代表者お二人ともそれぞれの立場で努力されていますが、一人でも多くの関係者の皆様と共同して活性化に取り組まれることが必要であると認識したところでございます。活性化のための特効薬はないかもしれませんが、執行部におかれましては、これ以上の衰退を防止し、活性化に向けた取り組みに対して支援を検討されますよう要望する次第であります。

以上をもちまして、地域活性化調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの特別委員会の中間報告に対して、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、地域活性化調査特別委員会の中間報告を終わります。

推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（行重 延昭君） 推薦第3号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 推薦第3号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち阿部次男氏が8月31日をもって辞任されたため、また、加藤芳昭氏の任期が平成23年3月31日をもって満了となりますので、人権擁護委員候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため提案するものでございます。

阿部委員につきましては、一身上の都合により退任され、また、加藤委員につきましては、平成11年から4期12年にわたり本市の人権擁護に御尽力をいただきましたが、今期をもって退任されることになりました。

両氏につきましては、その御労苦に対し、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたび、新たに委員をお願いいたしております村田晶子氏は、昭和53年4月に兵庫県伊丹市立伊丹南小学校で教鞭をとられたのをはじめに、徳山市立大道理小学校長、防府市立西浦小学校長、防府市立小野小学校長などを歴任され、平成22年3月に退職されました。現在は、防府市富海公民館社会教育指導員として、地域社会のために御尽力いただいております。

また、山本三喜夫氏につきましては、昭和59年1月に司法書士・土地家屋調査士・行政書士事務所を開設され、平成12年4月からは防府簡易裁判所民事調停委員として、平成16年10月からは同裁判所司法委員としても御活躍されておられます。

両氏は、人権擁護に対しましても情熱を持っておられ、これまでの豊富な御経験を生かしていただけるものと確信いたしております。御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第3号については、これに同意することに決しました。

選任第11号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第11号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第11号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、吉富克史氏、板村壽一氏が12月10日、堀越政美氏が12月14日、中谷美智子氏が平成23年1月19日をもって任期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

いずれの方も専門的な知識、経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） このたび推薦されておられます方々の資質等に関して疑義を持っておるわけではないんですが、以前より固定資産評価審査委員、上がるたびに、その地域的な偏りというものを指摘してまいりました。

このたび上げておられるお二人がまた国衙ということで、国衙の方が3名おられるという状況を少し解消する機会ではあったんじゃないかなという気がするんですが、このあたり考慮に入れられたかどうか、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今回の選任に当たりましては、地域性等については考えておりません。いずれも御本人の実績を主に考慮した次第でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 姿勢を確認させていただきますが、固定資産評価審査委員の構成は、地域的な偏りを全く気にしないという姿勢なわけですね、防府市の場合は。それでよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、議員おっしゃったように、地域性といったものについても考慮しなければならないとは思っております。ただ、このたびは継続という形でございますので、今後、新たにお問い合わせする場合には、そういった地域性についても十分配慮してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第11号については、これに同意することに決しました。

報告第28号有限会社野島海運の経営状況報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第28号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第28号有限会社野島海運の経営状況報告について御説明申し上げます。

去る11月11日、定時株主総会において、平成22年度決算及び平成23年度事業計画の決定を見ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を報告するものでございます。

まず、平成22年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び貸借対照表附属明細にお示ししておりますとおり、収益から費用を差し引きますと、165万8,933円の黒字となっております。これにより、

前期繰越損失金 5,765万6,019円を合わせた5,599万7,086円が次期繰越損失金として処理されました。

平成23年度も引き続き離島航路整備法に基づく国庫補助航路として通知を受けておりますので、国土交通省の査定に基づき、損失金への補助額が決定されることになっております。

次に、平成23年度の事業計画でございますが、野島住民の利便性を維持しながら、海上旅客輸送の安全確保に努めるとともに、引き続き事業の合理化を図ってまいりたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げ、御報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 2点ほどお尋ねしますが、「ニューのしま」の船齢と耐用年数をお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 「ニューのしま」は平成10年度から就航しておりまして、12年が経過しております。耐用年数につきましては9年でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） そうすると、法律上の耐用年数が3年ぐらい過ぎているということですが、これに対する代船建造の計画等々について、今現在わかっている範囲で教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 耐用年数が3年過ぎているということで、現在の「ニューのしま」も修繕費が若干かさんできております。そのため、先日行われました取締役会におきましても「ニューのしま」の更新に関する協議もされたようでございます。そうした中で、今後、「ニューのしま」の更新といいますか、新たな船舶の導入について検討を進めていくことといたしております。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第28号を終わります。

議案第94号第四次防府市総合計画基本構想について

○議長（行重 延昭君） 議案第94号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第94号第四次防府市総合計画基本構想について御説明申し上げます。

現在の第三次防府市総合計画基本構想は、平成22年度を目標年次とし、平成12年度に策定したものでございます。近年の著しい社会経済情勢の変動に伴い、本市を取り巻く諸環境は、人口の減少や少子高齢化の進行、地方分権改革・地域主権改革の進展など、大きく変化しています。

こうした中、将来にわたり持続的に発展していく地域社会を構築していくために、新たに平成23年度から平成32年度までの計画を定めようとするものでございます。

この構想は、新たなまちづくりの指針となるもので「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を将来都市像として、まちづくりの理念や人口の見通し、土地利用の基本方針、また、理念を実現するためのまちづくりの大綱を明らかにしたものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今、市長からも「計画」というお言葉がありましたけども、この下に入れる計画の中に、その実現性というか、根拠とも言える財政計画を入れてくださいという要望をずっとしてまいりました。本会議でも前向きな御答弁をいただいたと記憶しておりますが、先般からの議員まちづくり委員会では、その方向ではないと、その方向がなくなったというふうに伺っております。

改めまして、現在の方向性、やはり財政計画というものは全くリンクさせないのか。そして、そうであれば、その理由は何なのかということ、方針を転換した理由は何なのかということをお答えください。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 総合計画につきましては、財政計画との整合性がなければならぬと考えておりますが、地方の財政環境につきましては、社会経済情勢の変化、あるいは地方財政制度の動向などによりまして、大きく左右されますので、長期間を前提としております総合計画、あるいは基本計画との整合性を図ることは大変困難でございまして、正確な見通しを立てることはほとんどといたしますか、不可能でございまして。

このため、財政計画につきましては、3年のローリングを前提としております実施計画との整合性を図りながら、地域財政計画を策定するとともに、最新の情報に基づきまして毎年計画の見直しをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今の答弁の中で、完全に自己矛盾に陥っておられるんですが、財政計画がこの構想計画を裏打ちするものだと言われながら、それが変わっていくもの、変動するものなので乗せられないと。ということは、この基本構想、基本計画自体が非常にあやふやなものだということを今おっしゃったように聞こえるんですが、そういうことでよろしいんですか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 確かに総合計画案を、私どもの考えは、あくまでも総合計画案というものを絵にかいたもちにしないためには、議員さん、おっしゃいますように財源というものを意識しつつ、調整していかなければならないと思いますけども。

先ほど申しましたように、社会経済情勢の変化、あるいは財政制度の動向でかなり1年で激しく変化いたしておりますので、3年のローリングを前提としております実施計画に基づいて中期財政計画を策定してまいりたいと思いますし、その都度議員さんにも説明するとともに、市民の皆様にも公表をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） これまでも委員会等で審議されてきておりますが、その中でよくわからないものが来ている点が若干あります。このページ、21ページですが、第6節の「地方分権改革・地域主権改革の進展と「新しい公共」の構築」というところで最後の3行あたりです。

「これまで行政が行ってきた公平で均一的な公共サービスから、地域の多様な主体が一定の役割を担って行うサービスへと転換し、協働して地域を支えるという「新しい公共」を構築していくことが求められている」、これは具体的には、これだけでは審議の中で、私、よくわからなかったんですが、どういうことを指しているのか、ちょっと御説明願いたいなと思っております。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいまの、「新しい公共」という概念だろうと思うんですけども、これにつきましては、議会まちづくり委員会でも若干お答えしたと思っておりますが、今、地方分権が進む中で、地域の皆様が地域にふさわしい地域づくりと申しますか、そういったものを行っていく必要があると。そういった形の中で、いわゆるNPOとか、企業とか、あるいは自治会等々を中心としたさまざまな地域づくりの担い手と申しますか、

そういった方々が、その地域に合った地域づくりをしていただくということが今後、地方分権の時代においては必要となってくる、そういった形を目指していくということでございます。――目指していくというより、そういったことが必要となってくるということを書いております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） そうしますと、今、行革委員会なんかで審議されておりますが、地域コミュニティづくりというんですか、あれにリンクするような、その土台の中での考え方ということでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいまおっしゃいました新たな地域コミュニティづくりということで、今、現在も協議しているところでございますけれども、そういったものも含めました新しい公共という考え方でございます。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） この基本構想については、市民参加によるまちづくり委員会と並行して、議会まちづくり委員会が開催をされました。その中で私自身も委員として提言をし、一部は無視をされましたけれども、一部は提言をする中で取り入れたということの中で、全体として考えて賛成をしたいと思います。

ただ、この構想自体が、委員として、議会まちづくり委員会の中でも発言をいたしましたけれども、防府市の都市戦略というものが非常に不明確ではないかというふうに考えております。

それから、もう一つは、計画策定までの市民参加でありますけれども、まちづくり委員会、あるいはアンケートというものはありました。そして、10年前の基本構想策定と比べて、新しい制度としてパブリックコメントというものがあつたということは評価をしなければなりません。10年前の基本構想策定の際には、例えばアスピラートで基本構想策定のためのシンポジウムをしたりしております。

私は10年前の基本構想について「ぜひ各地域での説明会もやるべきではないか」、こういうふうに申し上げましたけれども、それは残念ながら今回、そういった地域での説明会、パブリックコメントという形で、パブリックコメントも最近は非常に形式的な側面が

ややあるのではないかという気がしてなりません。そういう点について、市民参加ということで、今の時点でやや不十分な点もあったのではないか。

この点については、3月末に、議決案件にはなりません、この基本構想の下に基本計画というべきものができるわけでありますので、ぜひこれと合わせて、基本構想、基本計画合わせて、新年度になって各地域での説明会、こんなものもしていただきたいということを意見として申し上げ、賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第94号については原案のとおり可決されました。

議案第95号工事請負契約の締結について

○議長（行重 延昭君） 議案第95号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第95号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、当初予算で御承認をいただいております防府浄化センター自家発電設備に係る改築工事請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

浄化センターにつきましては、昭和53年2月から下水の処理を開始して以来32年が経過し、その設備は耐用年数を超え、老朽化が進んでおり、今後、施設の能力低下や維持管理費の増大が懸念されますことから、自家発電設備について平成22年度及び平成23年度の2カ年の継続事業として改築工事を実施するものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました株式会社中電工防府営業所ほか2社により入札を行いました結果、2社が、本市の定める低入札価格調査基準価格を下回ったため、その内容を調査審議した結果、最低の価格で申し込みのあった業者において、本契約の内容に適合した履行が可能であると判断し、この申し込みをした株式会社中電工防府営業所を落札者と決定いたしましたので、これと契約を締結をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第95号については原案のとおり可決されました。

議案第96号公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第97号公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（行重 延昭君） 議案第96号及び議案第97号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

○市長（松浦 正人君） 議案第96号及び議案第97号の2議案について、一括して御説明申し上げます。

本2議案は、いずれも公の施設に係る指定管理者の指定期間が平成23年3月31日をもって満了となりますので、指定管理者の再指定を行おうとするものでございます。

いずれの施設につきましても、指定候補者を選定するに当たりましては、それぞれ指定候補者選定委員会を開催し、各施設の管理の状況及び業務の内容等から判断し、防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第4号の規定により、公募によることなく選定することとし、申請のあった団体からの提案価格と提案内容について審査した上でそれぞれ決定いたしております。

お手元にお示しいたしておりますとおり、議案第96号の防府市上右田老人憩の家ほか14カ所の老人憩の家につきましては、平成28年3月までの5年間について、上右田老人憩の家運営委員会ほか各老人憩の家運営委員会を、また、議案第97号の防府市公会堂、防府市地域交流センター、防府市青少年科学館及び防府市視聴覚ライブラリーの4施設につきましても、平成28年3月までの5年間について財団法人防府市文化振興財団をそれ

ぞれ指定候補者として選定いたしましたものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 公会堂ほか3施設の指定管理についてお尋ねをいたしますが、このたびの補正予算で債務負担行為が5年間で14億7,158万1,000円計上されておりますが、前は幾らであったのかをお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） お答えします。

前回の指定管理者選定時でございますが、平成18年から22年度までの5年間の指定管理料は15億2,750万9,000円としております。しかしながら、協定により、指定管理料は実績により毎年度精算することを基本としているところでございます。

したがいまして、平成18年度から21年度までの実績は10億9,561万4,000円となっております。この4年間の実績から、平成18年度から22年度までの指定管理料を約13億7,800万円と見込んでいるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 5年前に契約したときには、要するに15億2,700万円の事業計画が出て、それを承認しておるわけですが、多額の不用額が出たということは、それだけの仕事をしなかったということと解釈をしてもいいのかどうかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 実績につきましては精算額が出ているところでございますけど、これは利用者の利用とかいろいろな条件がございまして、そういうことが発生したわけでございますけど、実績を見ますと、文化振興につきましては、確実に事業を実施していらっしゃるというふうに考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 最後ですが、要するに、過去の実績からして、このたびは14億7,100万円ぐらい、前回の債務負担行為の設定額からしたら5,000万円ぐらい、毎年度1,000万円ぐらいへずっても、今までどおりの仕事ができるであろうというような説明だったと思っております。

それでは文化の振興というのは図れないわけで、今までどおりのことをせちよきやええというのでは情けない話ですが、少なくとも枠の設定は前回と同じぐらいにして、そして、

その中で文化の振興を図るといふ努力をしていくことが必要ではないかというように思いはしておりますが、その点について再度お尋ねをしておきたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） このたびの申請に当たりまして、我々が指定管理料の基準額を設定したわけでございますが、先ほど申しましたように、決算見込み額13億7,800万円を基本といたしまして、事業の拡大等を考慮いたしまして5年間の指定管理料の基準額を15億2,366万9,000円と設定したところでございます。

この基準額に対しまして文化振興財団からの提案額が14億7,158万1,000円ということでございます。この14億7,158万1,000円につきましては、実績額と比べますと、5年間で約9,300万円の増、単年度では1,870万円の増となっているところでございます。

提案の内容を見ますと、例えば23年度分で見ますと、人件費及び維持管理費を、いわゆる固定費でございますけど、できるだけ抑えられ、ソフトの事業費を例えば4,800万円を上げられ、これに伴いまして収入も3,000万円の増を計画されているところでございますので、事業の拡大は図れるものというふうに判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 防府市公会堂及び防府市地域交流センターにおいて音響・照明等を担当しておられる業者さんがおられると思うんですが、これはいつからこれを請け負っておられて、その契約形態はどういう形なのか。また、金額は年間どれぐらいなのかということをお教えください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 音響は確かに委託でやっていらっしゃいますけど、今詳しい資料が手元にはございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） いいですか。25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 採決に影響しますので、お答えをお願いします。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） どうもお待たせしました。今確認をいたしました。舞台の音響・照明等を含めました、舞台に係る技術的なものにつきましては委託をしております。この金額につきましては、公会堂で約1,480万円、アスピラートで1,680万円でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） その金額というのは、今のは年間でございますね。いつから、業者さんの選び方とか、お金だけじゃなくて、さっき聞いたのは、その契約の方法、例えば給食の民間委託のように、何者か候補を挙げられて、その中から選定したのか、また、金額も含めてそういった選定が行われているのか。

それから、この金額自体の変遷、推移というのがあるのかどうか。いつから請け負われておられる業者さんが続けておられるのか。これもお答えください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） まず、当初からこの業者さんに委託をされているそうでございます。委託の方法とかいうことにつきましては、財団法人文化振興財団のほうが行っていらっしゃるようですので、その辺の詳しい情報につきましては、私どもは把握しておりません。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） もとは税金から出ているお金ですので、幾ら文化振興財団と業者さんの間の話でも、例えば何者か候補者があって、入札のような形なのか、提案型なのか、そういった選定の方法が行われているのか、それとも、毎年毎年、既得権益のように同じ業者さんがとるようなことになっているのか、そこを聞いているんですが、そこを教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 先ほど申しましたように、文化振興財団のほうの規則にのっとって決められていると思いますが、今の業者はずっと同一業者とお聞きしております。（「金額の推移」と呼ぶ者あり）今、文化振興財団のほうに今年度の委託料につきまして確認をしましたので、しばらく時間をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 伊藤議員、いいですか。

○25番（伊藤 央君） もういいです。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第96号及び議案第97号の2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第96号及び議案第97号の2議案については原案のとおり可決されました。

議案第98号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第98号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第98号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成23年4月1日から、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち住民の交通災害共済に関する事務を共同処理する団体に萩市を加えることに伴い、関係地方公共団体と協議して、組合の共同処理する事務及び規約を変更することについてお諮りするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを

可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第98号については原案のとおり可決されました。

議案第99号防府市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について

議案第103号防府市手数料条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第99号及び議案第103号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第99号防府市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定について及び議案第103号防府市手数料条例中改正について、一括して御説明申し上げます。

本2議案は、本市が今後、より地域の実情に合った土地利用の促進を図るため、山口県知事と協議を行ってまいりました県が行う開発行為の許可等に関する事務の権限移譲についてこのほど協議が整い、これまで1ヘクタール未満の開発区域に関して行ってまいりました許可を、今後は本市の都市計画区域内におけるすべての開発行為について行うこととなるなど、平成23年4月1日から本市で処理する事務が拡大されることに伴い条例を制定し、及び改正しようとするものでございます。

まず、議案第99号防府市開発行為等の許可の基準に関する条例の制定についてでございますが、本条例は、都市計画法や都市計画法施行令の規定に基づき、本市の市街化調整区域の実情に応じた開発許可制度の運用を図ることを目的に、開発行為等の許可の基準を定めるものでございます。

今回の条例の制定に当たりましては、現行の山口県の規定と同様に整備することで、事務の移行による混乱を生じさせないようにするとともに、市民の皆様の利便性の向上を図り、業務の円滑な遂行に努めようとするものでございます。

次に、議案第103号防府市手数料条例中改正についてでございますが、本条例の改正は、このたびの権限移譲に伴う開発行為の許可等の事務に関して、新たに生じる審査事務の手数を新設し、また、所要の条文整備を行うものでございます。

なお、今回、新たに規定いたします本市の手数料の額等につきましては、周南市や山口市など、県内で既に権限移譲を受けておられる自治体との均衡を保つ上から、当該市で定

めておられますものと同様に整備することといたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第99号及び議案第103号の2議案については、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第101号防府市建築審査会条例の制定について

議案第104号防府市手数料条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第101号及び議案第104号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第101号防府市建築審査会条例の制定について及び議案第104号防府市手数料条例中改正について、一括して御説明申し上げます。

本市は、昭和56年度に建築基準法第97条の2の規定に基づく建築主事を設置して以来、いわゆる限定特定行政庁として木造2階建て程度の小規模の建築物に限り建築確認や助言、指導などの事務を行ってまいりました。

本2議案は、このほど建築行政の一元化と迅速化により、さらなる市民サービスの向上を図るため、山口県知事と協議を行ってまいりました建築基準法第4条第2項の規定に基づく建築主事を設置することについての同意が得られ、平成23年4月1日から、いわゆる一般特定行政庁に移行し、すべての建築物についての建築確認や助言、指導などを行うことに伴い条例を制定し、及び改正しようとするものでございます。

まず、議案第101号防府市建築審査会条例の制定についてでございますが、本条例は一般特定行政庁に移行することに伴い、建築審査会を設置する必要がありますので、同法第83条の規定に基づき条例を制定しようとするものでございます。

建築審査会は、5人の委員で組織され、市長から法の規定に基づき同意を求められたときや審査請求があったときに会長により招集され、審査に当たられるものでございます。

次に、議案第104号防府市手数料条例中改正についてでございますが、本条例の改正は、新たに生じる審査事務に係る手数料を新設するとともに、現行の手数料の額はそのままに規定を整理するものでございます。

主な内容につきましては、建築物の確認申請、完了検査申請及び中間検査申請等の手数料に、新たに建築設備の手数料を定めるとともに、建築物等の仮使用の承認申請、建築物の建築等の許可申請、予定道路に係る建築物の特例の許可の申請及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定による適合通知の申し出に係る手数料を定めようとするものでございます。

また、建築物の建築等の認定に係る手数料については、現行手数料の規定を移設整理するとともに、新たに手数料を定めることといたしております。

なお、今回、新たに定めようとする手数料の額につきましては、周南市や山口市など県内で既に特定行政庁に移行しておられる自治体の手数料の額との均衡を保つ上から、当該市で定めておられますものと同額といたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第101号及び議案第104号の2議案については、産業建設委員会に付託することに決しました。

議案第100号防府市都市下水道条例の制定について

議案第102号防府市水道事業給水条例の全部改正について

議案第106号防府市下水道設置及び管理条例中改正について

議案第107号防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例中改正について

議案第108号防府市水道事業の設置等に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第100号及び議案第102号、並びに議案第106号から議案第108号までの5議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第100号、議案第102号、並びに議案第106号から議案第108号までの5議案について、一括して御説明申し上げます。

本5議案は平成23年4月1日からの上下水道事業の組織の統合に当たり、公共下水道事業について水道事業及び工業用水道事業とともにその設置を定め、地方公営企業法の規定の全部を適用させるため、議案第108号において防府市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するほか、これらに伴って必要となります条文整備並びに調整事項等について、1の条例を制定し、及び1の条例の全部を改正し、並びに16の条例のそれぞれの一部について所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正の内容といたしましては、まず、議案第108号防府市水道事業の設置等に関する条例中改正についてでございますが、上下水道事業の組織の統合に当たり、公共下水道事業について水道事業及び工業用水道事業とともにその設置を定め、地方公営企業法の全部を適用することにつきましては、さきに申し上げたとおりでございますが、これに伴い地方公営企業の業務を執行させるため、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業を通じ上下水道事業管理者1人を置くこととし、水道局につきましては、上下水道局として改組することといたしております。

なお、このたび改正いたします条例の多くがこれに伴います条文整備となっているところでございます。

また、上下水道事業の組織の統合に伴う調整事項等として、市長の事務部局及び上下水道局の職員の定数の変更、市長の事務部局の職員の公共下水道事業に係る手当の廃止、市長事務部局の職員の給与を例とし、防府市上下水道局企業職員についても地域手当及び単身赴任手当を支給できることとするなどのほか、公共下水道事業特別会計の廃止、改正後の防府市下水道設置及び管理条例については、公共下水道の管理及び使用について定めることとするものなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案第100号防府市都市下水路条例の制定につきましては、都市下水路事業が公共下水道事業と切り離して、市の行う業務として存続することとなりますことから、防府市下水道設置及び管理条例中の該当部分について、規定の内容はそのままに、新規規定の方法で整備し、あわせて条文整備しようとするものでございます。

さらに、議案第102号防府市水道事業給水条例の全部改正につきましては、その改正が大部分にわたることにあわせ、昭和34年に制定以来所要の改正を重ね、規定が煩雑となっていることから、規定の内容はそのままに、全部改正の方法により整備し、あわせて条文整備しようとするものでございます。

次に、議案第106号防府市下水道設置及び管理条例中改正についてでございますが、

各家庭からの污水管の接続工事につきましては、法令で認められる軽微なものを除き、技能を有する者として指定した防府市排水設備指定工事店でなければ工事を施行できないこととしているところでございますが、当該指定工事店の登録に係る手数料について、県内他市を例とし、指定をお受けになられる防府市排水設備指定工事店に御負担いただくとするものでございます。

次に、議案第107号防府市都市計画下水道事業等受益者負担に関する条例中改正につきましては、本条例をより適正かつ市民にとって明確なものとするため、督促、繰上徴収について規定し、あわせて条文整備しようとするものでございます。

最後になりましたが、このたびの上下水道事業の組織の統合によりまして、当該事業はこれまで以上に経営状況と財政状況の明確化・透明化が図られ、より効率的な事業運営が行われるものと確信いたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、これより質疑に入ります。

まず最初に、議案第100号に対する質疑を求めます。22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） ほかの方が手を挙げられないので、手を挙げさせていただきましたけれども、都市下水路条例をこういう形でつくられるということで、わかりましたが、公共下水道について、これまでは合流式というものがありませんでしたが、分流式のものがこういう形で都市下水路になるわけでありましようが、合流式のものについての扱いがどういうふうになるのかということに改めてここで確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（安田 憲生君） 合流式の取り扱いについてお答えいたします。

一部分合流式がありますけれども、これはあくまでも公共下水道ということで、その範疇の範囲で取り扱っていきます。いわゆる都市下水路ということではありません。

○議長（行重 延昭君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、議案第100号を終わります。

次に、議案第102号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、議案第102号を終わります。

次に、議案第106号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、議案第106号を終わります。

次に、議案第107号に対する質疑を求めます。22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 委員会付託されますけれども、これまでは規則であったものが条例という形で格上げになるというふうなふうに聞いております。

督促だとか繰上徴収だとか、そういったものでありますけれども、そういう形で、条例になればそれだけ市民を拘束するという、そういった効力は高まってくるわけでありましょうが、これは他市の条例と比べて、この改正された11条、12条はほとんど同じ内容のものであるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（安田 憲生君） 結論から申しますと、ほとんど同じということになります。その「ほとんど」という言葉を使った意味は、受益者負担金が賦課されます一連の流れの中で、これまでの流れで言いましたら、まず最初に、認可区域の設定というのを行います。これはおおむね5年程度整備がかかるようなエリアを認可区域として、国の国交省大臣の認可をもらう。

それから、認可をもらってから年次計画を立てて地下に下水管を敷設する工事をしていきます。そうして、1年ごとに工事が完了して供用開始ができるようになったエリアだけを年度ごとにまとめて、供用開始の告示を行います。これが大体毎年3月31日現在の状況を見ながら、3月31日現在の日付で1年分の供用開始の公示を行います。

その供用開始の公示を行いましたら、半年後ですけれども、翌年度の10月1日付で、今度は受益者負担金の賦課区域の公示ということを行います。この賦課区域の公示ということで初めて住民は負担金がかかるということが、条例上の一つの根拠、もとに負担義務が初めて発生します。

この10月1日付で賦課区域の公示をした次の11月に、今度はその権利者、地権者に対しまして「本当におたく様が地権者であり、納付義務者ですか」ということを確認するための書類を送ります、11月に。その書類をもらって、返って以降整理をしまして、その翌年度の6月になって初めてその納付通知書を送付します。そういう流れです。

最初の話に戻りますけれども、今の流れから変わるところは何かと言いましたら、一番最初に言いました、大体5年程度、工事を完了する前、かかるようなエリアを認可区域ということで国の認定をもらうということを行いました。

今までは、ただ国から認可区域の認可をもらうだけで終わっておったんですけども、今度はこの認可区域をもらった段階で、負担区域の公告ということで、将来この地域は受益者負担金を負担していただくことになりすという意味で、あらかじめ最長5年ぐらい前に、この区域はそういうことになりすということを公告することだけが違います。あと

は賦課区域の決定、また、納付通知書の送付、すべての流れは全く変わりません。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、議案第107号を終わります。

次に、議案第108号に対する質疑を求めます。22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） これで220から221ページ、議案書の。そこで、いわゆる公営企業になるものが公共下水道事業という形で、3条の3項で規定されるわけですから、公共下水道事業が公営企業法の今度は適用ということに、この条例でなるということになろうと思います。

そうなりますと、これまで公共下水道事業は地方自治法が適用でありましたから、例えば工事契約で1億5,000万円以上のものはこの議会の議決にかかるということでありましたけれども、公営企業法の適用になると、そういう議会の議決を要しないという形になると思います。

それだけ公営企業としてきちっとした、公営企業は本来そういった企業的な考え方でされるので、無駄な、そういったものはされないということが前提のようですけれども、同時に透明性だとか、いろいろなものが新しい公営企業にはまた必要とされると思うんですけれども、そういった入札だとか、あるいは契約についての透明性を担保するようなことはいかに考えられておるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 水道局次長。

○水道局次長（岡本 幸生君） 今の御質問で後段の部分ですけれども、入札に関すること等につきましては、今現在、ホームページのほうで、入札結果等についてはこういう結果になりましたということで、お知らせのほうはしております。

確かに今までのように、金額によって、契約をするときに議決が必要になるということとはなくなるわけでございますけれども、これについてどのように対応するかということについては、正直なところ、こういうふうにしたいというふうな結論まではまだ得ておりませんけれども、先ほど申しました、ホームページ等で契約の内容とかの表示の仕方等で工夫をするということになるのではないかなというふうには考えております。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております5議案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第100号及び議案第102号並びに議案第106号から議案第108号までの5議案につきましては、産業建設委員会に付託することに決しました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第105号防府市特別会計条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第105号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第105号防府市特別会計条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、老人保健事業特別会計を廃止するため条例を改正しようとするものでございます。

老人保健事業特別会計につきましては、後期高齢者医療制度の実施前に行われた医療等に関する収入及び支出について、同制度実施後も引き続き経理する必要があることから、老人保健法の改正に伴う経過措置により、平成20年度からの3年間につき、存続することとされていたものでございます。

予定されていたとおり、老人保健事業特別会計の設置義務は平成22年度末までで廃止されることとなっており、また、老人保健制度に係る経理につきましても、おおむね清算が済みしましたので、わずか残ることとなります当該経理につきましては、老人保健事業特別会計を廃止した上で、平成23年度から県内他市と同様に一般会計において行おうとするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第105号については原案のとおり可決されました。

議案第109号平成22年度防府市一般会計補正予算（第10号）

○議長（行重 延昭君） 議案第109号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第109号平成22年度防府市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,987万3,000円を追加し、補正後の予算総額を383億8,075万3,000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、議案第96号及び第97号において提出いたしております。防府市上右田老人憩の家外14カ所の指定管理経費及び防府市公会堂ほか3施設指定管理経費について、平成23年度から平成27年度までの債務負担を設定するとともに、新田小学校の特別支援学級等の不足に対応するため、新田小学校第2プレハブ教室の賃貸料について平成23年度から平成27年度までの債務負担を設定いたしております。

第3条の地方債の補正につきましては、5ページの第3表にお示しいたしておりますように、新たに林地崩壊防止事業にかかわる地方債の発行を追加するとともに、災害復旧事業にかかわる地方債の発行限度額を変更いたすものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6ページ上段の15款国庫支出金1項国庫負担金の1目民生費負担金につきましては、障害福祉サービスを利用される方が増加いたしましたことによりまして、障害者介護・訓練等給付費負担金の増額補正を計上いたすとともに、生活保護受給者数の増加により、生活保護費負担金の増額補正を計上いたしております。

8 ページ上段の 16 款県支出金 1 項県負担金の 1 目民生費負担金につきましては、障害福祉サービスを利用される方が増加いたしましたことによりまして、障害者介護・訓練等給付費負担金の増額補正を計上いたしております。

同ページ下段の 2 項県補助金の 5 目農林水産業費補助金につきましては、補正予算参考資料にお示しいたしておりますように、国分寺霊園の裏山の林地崩壊防止事業にかかわる県補助金を計上いたしております。

10 ページ上段の 3 項県委託金の 6 目教育費委託金につきましては、新たに学校評価・情報提供の充実・改善に向けた実践研究事業委託金を計上いたしております。

同ページ下段の 18 款寄附金 1 項寄附金の 2 目教育費寄附金につきましては、防府市向島、竹村荘一郎様からの御寄附でございまして、中学校の図書充実のための指定寄附金として計上いたしております。

12 ページ上段の 21 款諸収入 6 項雑入の 3 目保険年金課雑入につきましては、平成 21 年度決算に伴います平成 21 年度後期高齢者医療療養給付費市負担金が確定いたしましたことによりまして、広域連合からの還付金を計上いたしております。

同ページ下段の 22 款市債 1 項市債の 3 目農林水産債につきましては、補正予算参考資料にお示しいたしておりますように、国分寺霊園裏山の林地崩壊防止事業にかかわる治山事業債を計上いたしております。

7 目災害復旧債の 2 節土木施設災害復旧債につきましては、7 月 13 日からの大雨で被災いたしました普通河川平西川外 6 カ所の河川施設及び市道石崎小俣線外 2 路線の道路施設にかかわる災害復旧工事が現年単災事業として採択されましたので、新たに計上いたしますとともに、4 節その他公共施設・公用施設災害復旧債につきましても、天神山森林公園災害復旧工事が現年単災事業として採択されましたので、新たに計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

14 ページから 17 ページまでの 2 款総務費 4 項選挙費 6 目市長選挙及び市議会議員補欠選挙費につきましては、5 月 30 日に実施されました市長及び市議会議員補欠選挙費にかかわる経費が確定いたしましたので、減額補正を計上いたしております。

18 ページ上段の 3 款民生費 1 項社会福祉費 5 目障害者福祉費の 20 節扶助費につきましては、4 月分から低所得者の方の自己負担が無料になりましたこと等によりまして、障害者福祉サービスを利用される方が大幅に増加いたしましたため、訓練等給付費助成、旧法施設支援費助成、介護給付費を増額補正いたすとともに、23 節償還金利子及び割引料につきましては、平成 21 年度補助事業費の確定に伴う障害者介護・訓練等給付費負担金等の国庫・県返還金を計上いたしております。

同ページ下段の２項児童福祉費２目児童措置費の２３節償還金利子及び割引料につきましては、平成２１年度補助事業費の確定に伴う保育所等機能強化推進費補助金の返還金を計上いたしております。

２０ページ上段の３項生活保護費の２目扶助費につきましては、生活保護の受給率の上昇と医療扶助費の増加に伴い、扶助費等の増額補正を計上いたしております。

同ページ下段の６款農林水産業費２項林業費の２目林業振興費につきましては、歳入でも御説明申し上げましたが、７月１３日から大雨により被災いたしました国分寺霊園裏山が林地崩壊防止事業として採択されましたので、工事請負費を計上いたしております。

２２ページ上段の８款土木費１項土木管理費の３目建築指導費につきましては、平成２３年４月から特定行政庁への移行に向けた事前準備として備品購入費を計上いたしております。

同ページ下段の６項都市計画費の３目公共下水道費につきましては、受益者負担金一括納付報償金にかかわる所要の経費を一般会計から繰出金として計上いたしております。

２４ページ上段の９款消防費１項消防費３目消防施設費の１８節備品購入費につきましては、小野分団に配備いたしております消防ポンプ車の可搬消防ポンプが故障いたしましたため、その更新経費を計上いたしております。

同ページ下段の１０款教育費１項教育総務費の３目教育指導費につきましては、歳入でも御説明申し上げましたが、県教育委員会より「学校評価・情報提供の充実・改善のための実践研究事業」が防府市教育委員会に指定されましたので、その所要経費を計上いたしております。

２６ページ上段の２項小学校費の１目学校管理費につきましては、新田小学校において、現行でも少人数学級が１学級不足を生じておまして、平成２３年４月１日から新たに特別支援学級が増設予定となりましたため、平成２３年度から５カ年間はプレハブ教室にて対応可能である学校側との協議が整いましたので、２学級分のプレハブ新設に関する所要の経費を計上いたしております。

また、小・中学校就学援助を希望される方が当初見込みより増加いたしましたため、２６ページ上段の２項小学校費２目教育振興費、同ページ下段の３項中学校費２目教育振興費及び２８ページ上段の５項保健体育費２目学校給食費の１９節負担金補助及び交付金につきましては増額補正をお願いいたしております。

ページが前後いたしますが、２６ページ下段の３項中学校費の１目学校管理費につきましては、歳入の寄附で御説明申し上げましたが、中学校図書充実のための指定寄附金を受けまして、図書購入費を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、28ページ下段で、補正後の予備費を5億472万1,000円といたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第109号につきましては、関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第110号平成22年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第111号平成22年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（行重 延昭君） 議案第110号及び議案第111号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第110号から議案第111号につきまして一括して御説明させていただきます。

まず、1ページの議案第110号平成22年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、補正後の予算総額を124億5,704万円といたしております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。

歳入の4ページ、国体関連施設整備助成金300万円を活用いたしまして、歳出の6ページ上段でございますが、来年10月開催の山口国体自転車競技大会に向けての身障者用駐車場の整備やメーンスタンド階段手すり設置などの施設バリアフリー化の工事請負費600万円を計上いたしております。

次に、同ページ下段で来年5月14日から16日まで開催予定の全日本プロ選手権自転車競技大会事前PRにかかわる所要の経費を計上いたすとともに、地上デジタル化にかかわる所要の経費を計上いたしております。その収支差を8ページ、予備費にて調整をいたしております。

次に、11ページの議案第111号平成22年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,459万5,000円を追加し、補正後の予算総額を44億8,244万4,000円といたしております。

第2条の地方債の補正につきましては、14ページ、第2表にお示しいたしておりますように、公共下水道事業にかかわる地方債の発行限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。

受益者負担金の前納者が当初見込みより増加いたしましたため、16ページの1款分担金及び負担金2項負担金の1目下水道事業費負担金につきましては、増額補正を計上いたしております。

次に、中関地区の管渠敷設につきまして、総合交付金の追加要望が採択されましたので、16ページ下段の3款国庫支出金1項国庫補助金の1目下水道事業費補助金の増額計上いたすとともに、18ページ下段の6款市債1項市債の1目下水道事業費債の増額補正を計上いたしております。

18ページ上段の4款繰入金1項繰入金の1目一般会計繰入金につきましては、受益者負担金にかかわる経費について、繰入基準によりまして、一般会計から繰入金を計上いたしております。

次に、歳出におきましては、20ページ上段の1款総務費1項総務管理費の1目一般管理費につきましては、歳入でも御説明申し上げましたが、受益者負担金の前納者が当初見込みより増加いたしましたため、8節報償費の増額補正を計上いたしております。

同ページ下段の2款事業費1項公共下水道費の3目公共下水道建設費につきましては、総合交付金の追加要望が採択されましたため、中関地区の管渠敷設にかかわる所要の経費を計上いたしております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。議案第110号につきましては総務委員会に、議案第111号については産業建設委員会にそれぞれ付託することに決しました。

議案第 1 1 2 号防府市議会基本条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第 1 1 2 号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。3 番、河杉委員。

〔3 番 河杉 憲二君 登壇〕

○3 番（河杉 憲二君） 議案第 1 1 2 号防府市議会基本条例の制定について御説明申し上げます。

防府市議会では、議会の監視機能、政策立案機能の強化や透明性の向上を図り、市民に開かれた議会、市民と協働する議会とすること及び地方分権時代における二元代表制としての議会の権限と役割を検討し、改革を推進することを目的に昨年 1 月に議員 1 1 名で構成された議会改革推進協議会を発足させました。

その中で、最優先事項として、本市議会の最高規範の議会基本条例の制定をすることといたしました。本案は、本市議会における基本理念及び基本原則を明らかにし、議会に関する基本的な事項を定めることを目的として、条例を制定しようとするものでございます。

条例案の策定に先立ちまして調査・研究、たび重なる討議を行い、ことしの 8 月には議会改革フォーラムを開催し、周知を図るとともに、本条例にかかわるパブリックコメントを実施し、1 1 月にはその結果を公表したところでございます。

条例の主な内容といたしましては、市民と議会の関係として、議会報告会、懇談会、議会モニター制度等の実施、議会と市長等との関係として、地方自治法第 9 6 条の 2 「事件議決の拡大」を図るものでございます。また、議員間討議や非常時の対応等について規定しているところでございます。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第112号については原案のとおり可決されました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月8日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

午後1時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年12月1日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 原 田 洋 介

防府市議会議員 中 林 堅 造